

〔諸國名義考〕駿河

和名抄に、駿河須流加國府在安部郡、名義は萬葉集に、打縁流駿河能國云々とある如く、尖川スチカハの意なるべし、また東遊駿河舞歌に、須留可奈留、宇止波末仁、宇知與須留、奈見波奈々、久佐乃云々ともあり、こは川ならず、海なれば、いづこも浪はつよく打ますべけれど、万葉集の歌にゆかりあればいふのみ、すべて此國の川は、山より落て海に入る水のけはしければ、川波強く打よする勢ひの猛烈なるによりて、尖川國と云なるべし、此國に駿河郡あり、もとはそこより出し名なるべし、此國の風土記に、駿河有三大河、而其濤勢如駿馬、駟千里、故爲國號、また、薦河者、依其河流、薦々、而不知淀溜也、所謂志通波他河、不二河、大堰河也、とあるは、共に字になづみたる也、

〔比古婆衣 十八〕駿河國名義

和名抄に駿河國駿河郡駿河郷あり、今按ふに、舊はスルガてふ一處の地名の、例の漸々に廣りて郷名となり、又郡名にも定められ、竟に國名にも負せ定められたるものなるべし、さて其スルガてふ舊の地は、富士川の下つかたの川邊に在しなるべし、此考は下に云ふべし、名義は此川世に名だたる大なる荒川にて、ともすれば水が益り漲りて、岸波立て川邊ゆすり流るゝが、殊にその甚しきわたりをユスルガといへるを、ユスの約りておのづからスルガと呼びならへるものなるべし、さてユスルとは、すべて鳴響むやうの事を云ふ言にて、そを水につきていへる例は、萬葉集七卷に、大海之磯本由須理立波之、註とよめるこれなり、沐浴、泔、など、字をゆする、とよむ、本のごとくなれり、事長け、カは處にて例多き言なるが、ことに當國には白須加、横須加、大須加など云れば、こゝにはいはず、カは處にて例多き言なるが、ことに當國には白須加、横須加、大須加など云へる地名多し、おもひ合すべし、但し、これらの中略は、さてそのスルガてふ舊地は、富士川の下の川邊に在しなるべく考へたる事は、古駿河郷と稱し、處今慥ならず、又駿河郡と建められたりし界域も慥ならねど、今駿東郡として富士郡の東にあるは、古の駿河郡を東西と兩に割られたる